

		項 目	内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考
事務及び事業の在り方に関する視点	国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等	政策目的の達成状況	<p>1 在日米軍の駐留は、日米安保体制の中核的要素であり、我が国及びアジア太平洋地域の平和と安定に大きく貢献しており、在日米軍への円滑な労務の提供の維持を図ることは、日米安保体制の効果的な運用の確保につながるものである。</p> <p>2 在日米軍が我が国に駐留するに当たって必要となる労務の需要については「日本国の当局の援助を得て充足される」（地位協定第12条第4項）こととされている。</p> <p>これを受け、日本政府（防衛施設庁）は、駐留軍等労働者を雇用し、その労務を在日米軍に提供し、在日米軍は駐留軍等労働者を使用する、いわゆる「間接雇用方式」による労務管理を行っている。</p> <p>この駐留軍等労働者の労務管理等事務は、日米安保条約等に基づき我が国が負っている労務提供義務を果たすためのものである。</p> <p>3 労務管理等事務の独立行政法人化に係る経緯</p> <p>(1) 駐留軍等労働者の労務管理等事務については、平成12年3月まで、国（防衛施設庁）は雇用主としての立場から、在日米軍との給与等の勤務条件を定めた労務提供契約の締結、勤務条件に係る施策の立案、所要経費の概算要求等の事務を、また、関係都県知事は機関委任事務として、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施、給与の支給、福利厚生の実施等に関する事務を実施していた。</p> <p>(2) 機関委任事務として関係都県知事が実施していた事務については、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）において、日米安保条約等に基づき我が国が負っている労務提供義務を果たすための事務であることから、国と地方公共団体との役割分担を明確にするため、国の直接執行事務として整理された。</p> <p>(3) 平成11年7月16日に公布された地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律において、機関委任事務が廃止（平成12年4月1日施行）されることとなった。その際、労務管理等事務の国による直接執行事務化に当たっては、これらの事務を処理するための新たな体制の整備及びこれに伴う関係都県との調整に期間を要することから、そのための経過措置として、平成14年3月31日までの間は、一部の事務が関係都県において法定受託事務として処理された。</p> <p>(4) 機関委任事務廃止後の新たな事務処理体制の整備に当たっては、日米安保条約等に基づく労務提供義務が確実に履行されること、国が雇用主としての立場を維持しつつ円滑な労務提供を行えること、及び労務管理等事務をそれまで処理していた都県から円滑に引き継げることを前提として、独立行政法人を活用することが適切であると判断された。</p>	<p>（内閣府独立行政法人評価委員会） 駐留軍等労働者の労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく労務提供義務を果たすためのものである。 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の行う、駐留軍等労働者の雇入れ等の人事手続の実施、給与の計算、福利厚生の実施等の事務は、雇用主である国の行う事務と一体となって完結するものであり、国の関与は必要である。</p>
		・本事務・事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。		
		・当該目的が既に達成されているのではないか。		
		・本事務・事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている状況が生じていないか		
		・当該目的を達成する上で、本事務・事業の有効性が低下している状況が生じていないか。		
	・ほかに想定される手法の方が有効性が高い状況等問題となる状況が生じていないか。			
	の社会 変化 化経 の済 状情 況勢	・本事務・事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。		
	係定国 等民 の生 活共 及上 びの 社会 地経 との 済の 関安	・本事務・事業により、どのような効果があるか。		
		・本事務・事業が確実に実施されない場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。		
		・本事務・事業を、国が関与しない業務とした場合、どのような問題が生じるか。		

項 目		内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考	
事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点	び現事業の実施主体の設立目的、ほかの事務及	・本独立行政法人の設立目的は何か。	<p>（内閣府独立行政法人評価委員会）</p> <p>機構が実施する事務は、国自ら実施する事務と不可分の関係にあり、防衛施設庁や在日米軍との緊密な調整により、円滑な労務の提供が行われていると評価している。</p> <p>労務管理等事務の実施を国家公務員型の独立行政法人をもって行うことは、我が国が負っている労務提供義務の履行を安定的に、かつ、確実に実施することを担保しており、この事務の実施を民間その他の実施主体に委ねる理由は見当たらない。</p>	
		・本事務・事業と設立目的はどのように対応しているか。		
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。		
		・本事務・事業を、本独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。		
	現行の実施主体の財務状況	・本事務・事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降（それ以前と比較しても可）、どのように変化しているか。		<p>1 機構は、駐留軍等労働者の雇入れ等の人事のの実施、給与の計算及び福利厚生の実施等の事務を行うことにより、在日米軍に必要な労働力の確保を図ることを目的としている。</p> <p>2 労務管理等事務のうち、労務提供義務を果たすための企画立案事務及び雇用主として実施する労働契約の締結、人事の決定等の事務については国が自ら実施し、個々の駐留軍等労働者の雇入れ、人事の実施等の手続に係る事務は独立行政法人として機構が実施するという現行体制は、国が雇用主としての立場を維持し、</p> <p>その事務及び事業の減量、効率化を図りつつ労務提供義務を確実に履行していくという観点から構築したものであり、機構が実施する事務は、国自ら実施する事務と不可分の関係にある。</p> <p>3 機構は、労務管理の対象となる駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況にあることをも踏まえ、防衛施設庁や在日米軍と緊密な調整を図ることにより円滑な労務の提供を行っている。</p> <p>4 労務管理等事務は、労務提供義務を果たすために確実に履行すべきものであり、この事務の性格上、労務提供義務の確実な履行が担保されず、万が一にもその実施が困難となり日米間の信頼関係を損なうような事態を生じさせてはならない。また、この事務を実施する職員は、争議権を持たず、かつ、厳格な守秘義務を課せられた国家公務員が担当する必要がある。</p> <p>5 労務管理等事務の実施を国家公務員型の独立行政法人をもって行うことは、我が国が負っている労務提供義務の履行を安定的に、かつ、確実に実施することを担保しており、この事務の実施を民間その他の実施主体に委ねる理由は見当たらない。</p>
		・本事務・事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。		
・本事務・事業の実施により、最終的に国民負担に帰する独立行政法人の行政サービス実施コストが大幅に増大している、又は大幅に減少しているといった状況が生じていないか。				

項 目		内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考
関連する事務及び事業の実施主体との分担関係	<ul style="list-style-type: none"> ・国、本事務・事業を担う独立行政法人、本事務・事業と関連する又はそれと類似する国の事務・事業を担っているその他の主体（民間、地方公共団体、独立行政法人等）の間の分担関係は、制度的、質的、量的にどのようなになっているか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該分担関係は、独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように変化しているか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の分担関係には、どのような効果があるか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について国と本独立行政法人との間の分担関係を改める、本独立行政法人とその他の主体との間の分担関係を改めるなど、現行の分担関係を見直した場合、どのような問題が生じるか。 		
現行の実施主体の組織形態	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を独立行政法人という組織形態が引き続き担うこととすることにより、どのような効果があるか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業を、国が一定の関与を行いつつ、民間の主体、地方公共団体その他の主体に委ねた場合又は国が直接行う事務・事業とした場合、どのような問題が生じるか。 		

項 目		内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ・（特定独立行政法人の場合） 本事務及び事業をなぜ公務員が担う必要があるのか。 ・（特定独立行政法人の場合） 公務員が担うことにより、どのような効果があるのか。 ・（特定独立行政法人の場合） 公務員以外の者が担当することとした場合にどのような問題が生じるか。 	
事務及び事業の効率化、質の向上等の状況に関する視点	効率化、質の向上等の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、中期目標の策定時に本来期待されていた効率化、質の向上等が図られているか。 ・本事務・事業において、独立行政法人のトップマネジメントに期待される機能が発揮されているか。 ・本事務・事業を継続的に実施し、トップマネジメントが機能を発揮したとしても、今後、業務の効率化、質の向上等が期待できない状況となっていないか。 	<p>（内閣府独立行政法人評価委員会） 当委員会における評価で示したとおり、期待された効率化、質の向上等が充分図られている。</p>
	指効 標率 等化 の 動 質 の 向 上 等 に 係 る	<ul style="list-style-type: none"> ・本独立行政法人内で本事務・事業を管理し、その効率化、質の向上等を図っていくために、どのような指標が用いられているか。 ・当該指標は、本独立行政法人における本事務・事業の開始以降（それ以前と比較しても可）どのように推移しているか。 	

項 目	内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況については、本事務・事業に係るコスト、収益、資産効率（独立行政法人会計基準に沿って算出した事業収益対事業に係る総資産等の指標）その他の状況が、当初の見通しから相当程度かい離し、又は今後継続的にかい離する見込みが高くなっていないか。 ・本事務・事業はどのようなコスト構造となっており、また、当該構造の各区分においてコストが適切に管理されているか。 ・本事務・事業に係るコスト等の状況は、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業と比べて、良好であると言えるか。比較可能なものをそれぞれ見いだすことが困難な場合には、本事務・事業を構成要素たる活動に分解し、これと比較可能なほかの独立行政法人、民間その他の組織の事務・事業の構成要素たる活動を見いだすよう努め、これと比べた場合、良好であると言えるか。 	

項 目		内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考
勘定区分の機能状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業に係る勘定区分には、どのような効果があるか 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・勘定区分の意義が、勘定の創設当初に比べ相当程度変化し、存在意義が薄れていないか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな勘定区分を設定する必要性が生じていないか。 		
受益者負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、顧客、受益者等から本事務・事業に係る対価を徴収していない場合、その理由は何か。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収することとした場合、どのような問題が発生するか。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、対価を徴収している場合、当該対価の水準は適当か。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業について、財務内容の改善、国民負担の軽減等の観点から、対価の見直しが必要となっていないか。 		

項 目		内閣府（防衛施設庁）の見解等	備 考
事務及び事業の見直しの経緯の検証に関する視点	過去の見直しの経緯及び効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本事務・事業についての過去の見直し（独立行政法人による自主的見直しを含む。）の経緯はどのようになっているのか。 ・各見直しのねらいはどのようになり、当該見直しによって、どのような効果が得られたか。 ・当該見直しの効果は、社会経済情勢の変化に伴い低下していないか。 ・本事務・事業についての近年の見直しにおいては、どのような指標がどのようなウェイト付けにより考慮されたのか。 ・当該見直しにより、それらの指標がどのように変化したか。 	<p>（内閣府独立行政法人評価委員会）</p> <p>各年度の業務実績、当委員会の評価及び指摘事項等を踏まえ、年度計画を策定し、着実に実施していると認められる。</p>
		<p>駐留軍等労働者の労務管理等事務は、日米安保条約等に基づく我が国の義務履行に係るものであり、その実施主体については、都道府県知事による機関委任事務の廃止の後、現在の体制になったものである。</p> <p>機構は、業務の実施に関する各年度の年度計画については、各年度の業務実績、評価委員会の評価及び指摘事項等を踏まえ、策定し、実施しているところである。</p>	

見直しの時期に係る内閣府評価委員会の意見

機構は新規に創設されて以来、2年数か月の実績しかなく、この2年間は、主として業務処理に必要な基礎的な業務の仕組みや体制の整備等に努めてきた時期であることを考えると、機構の在り方が細部にわたって現行どおりが最善であるとの結論を現時点で見出すことは適当ではなく、今後、その具体的な効果等を検証した上で、検討を行う必要がある。このため、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しの時期については、当初計画どおり平成17年度に実施することが適当であると考えます。

見直しの時期に係る内閣府（防衛施設庁）の意見

内閣府評価委員会の意見と同様、機構は新規に創設されて以来2年数か月の実績しかなく、今後、その具体的な効果等を検証した上で検討を行う必要があることから、当初計画どおり平成17年度に実施することが適当であると考えます。